

資料 8

役場庁舎防火設備の緊急修繕に伴う補正予算の専決処分について

1 専決内容

専決理由 令和6年7月20日(土)の落雷により防火設備が損傷、複数の警告エラー表示
火災発生時に正しく動作しない可能性があるなど、庁舎の安全管理に多大な
影響があり、緊急対応が必要であるため

工事名 役場庁舎防火設備修繕工事

内容 役場庁舎防火設備の修繕(火災報知設備・排煙窓)

予算額 17,600,000円(税込)

2 経過

令和6年7月20日(土)午後8時頃、役場庁舎付近にて落雷発生、一部機器に障害発生
7月22日(月)から各管理業者が現地調査を開始、以降、複数回現地調査
8月7日(水)概算復旧費用が判明したため、専決処分とし、対応を開始

3 被害状況(現地調査結果報告)

- (1) 火災報知設備 … 基盤が故障し、万一火災が発生した場合に正しく作動しない恐れ
→ 製造メーカー協議の結果、正常に動作する可能性もあるが「制御不能」との報告
- (2) 排煙窓 … 窓開閉用モーターの故障、スイッチボックス機器不良
→ 電動でのみ開閉する窓のモーターが10箇所故障(正常稼働は5箇所)、スイッチボックスはコンデンサ不良、バッテリーも要交換とのこと

4 復旧までの対応

- (1) 火災発生時の報知設備不良(防火扉や防火シャッターが自動で閉まらない可能性)
→ 自動で動作しない場合、職員が手動で防火扉やシャッターを閉じる
- (2) 排煙窓の開閉不良
→ 開閉可能な排煙窓及び手動で対応できる排煙窓は職員が対応

5 復旧までのスケジュール

8月 機器発注 → 9月 機器納品 → 工事実施、完了予定10月中

6 今後の対策

… 電気の分電盤への避雷器設置など、回避策を調整中

7 保険適用について

… 保険者(共済組合)へ相談中

工事後に加入先共済組合へ申請予定、落雷によるものと認定されれば保険適用可